

岩屋ダム水源地域ビジョン推進協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協議会は、岩屋ダム水源地域ビジョン推進協議会（以下「協議会」という。）という。

第2章 協議会の目的及び事業

(目的)

第2条 この協議会は、岩屋ダムを活かした水源地域の活性化を図るべく、策定された「岩屋ダム水源地域ビジョン」を実行していくため、水源地域の関係自治体、住民等とダム事業者・管理者が連絡、調整を図りながら個々の取り組みを進めつつ、ビジョン実施の効果等について評価を行い、必要に応じて内容の見直しを行うことを目的として「岩屋ダム水源地域ビジョン推進協議会」を設置する。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議し、その実現に努めるものとする。

- (1) 岩屋ダム水源地域ビジョンのフォローアップ
- (2) 関係機関、関係団体等と連絡、調整を行い計画、立案し、実行をする
- (3) ビジョン実施の効果等の評価を行い、必要に応じて内容の見直しを行う
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

第3章 組 織

(組織等)

第4条 協議会は、ビジョンの実施に関する情報や意見交換を行う場としての組織とし、委員は別表のとおりとする。なお、協議会には、オブザーバー参加を認めるものとする。

2 組織の改編等により委員の組織及び職名等が変更となった場合は、組織及び職名等を新たな組織及び職名等に読み替え、その職に就いた者が、協議会の委員を継承するものとする。

第4章 役 員

(役員の構成)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員の選任)

第6条 役員の選任は次の方法による。

- (1) 会長、副会長は、協議会委員の互選とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を統理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、下呂市経営管理部地域振興課内に置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項については、独立行政法人 水資源機構岩屋ダム管理所が協力して実施するものとする。

第5章 協議会

(協議会)

第9条 協議会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(協議会の招集及び成立)

第10条 協議会は、会長がこれを招集し議長を務める。

2 協議会は、構成する者の過半数の出席をもって成立する。

3 協議会の構成員がやむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決により定める。

附 則

この会則は、平成15年7月7日から施行する。

この会則は、平成16年3月1日から施行する。

この会則は、平成16年7月29日から施行する。

この会則は、平成17年8月18日から施行する。

この会則は、平成18年3月1日から施行する。

この会則は、平成18年11月30日から施行する。

この会則は、平成20年12月19日から施行する。

この会則は、平成22年3月23日から施行する。

この会則は、平成23年3月23日から施行する。

この会則は、平成27年 月 日から施行する。

別表

岩屋ダム水源地域ビジョン推進協議会 委員名簿 (順不同)

区 分	機 関 名 等	職 名
関係団体等	南ひだ森林組合	組合長
	金山巨石群周辺調査委員会	代表
	下呂市馬瀬商工会	会長
	金山町商工会	会長
	南飛驒馬瀬川観光協会	会長
	金山町観光協会	会長
	弓掛観光開発	代表
	馬瀬川上流漁業協同組合	組合長
	馬瀬川下流漁業協同組合	組合長
	中部電力大船渡ダム管理所	所長
	水資源機構岩屋ダム管理所	所長
馬瀬地方自然公園づくり委員会	会長	
自治体	下呂市	副市長
	経営管理部	部長
	観光商工部	部長
	金山振興事務所	所長
	馬瀬振興事務所	所長
	経営管理部地域振興課	課長
	金山地域振興課	課長
馬瀬地域振興課	課長	